

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・ホテル用

契約解除の通知を受けた日		不泊 ご連絡をいただかなかった場合	当日	2日前 前日	3日前	10日前
契約申込人数						
一般	14名まで	100%	100%	80%	50%	30%
団体	15～19名まで	100%	100%	80%	50%	30%

(注)

- 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3.団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数がでた場合には切り上げる)にあたる人数については違約金をいたしません。

2022年5月1日からのご予約から適用